

理事、監事及び評議員の
報酬等に関する規程

社会福祉法人温和会

社会福祉法人温和会
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の35第1項及び社会福祉法人温和会定款(以下「定款」という)第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬を支給しない。

- | | |
|-------------------|----|
| (1)非常勤の理事、理事長及び監事 | 報酬 |
| (2)評議員 | 報酬 |

(報酬の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、各年度の総額が「理事、理事長及び監事」と「評議員」それぞれ総額百万円を超えない範囲で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤の理事、理事長及び監事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会や監事監査への出席、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。但し、理事長には別途毎月報酬として支給する。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 理事長の報酬については、毎月25日(当日が休日等の場合は繰上げる)に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

令和3年3月19日 一部改正

令和3年6月11日 一部改正

別表1 (非常勤理事、理事長及び監事の報酬)

	金 額
理事会への出席	日/3,000円
監事監査への出席	
上記の他、法人・施設業務のための出勤	
理 事 長	月/50,000円

別表2 (評議員の報酬)

	金 額
評議員会への出席	日/3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	